

大統領・首相の免除

- ローマ規程当事国の高官であれば関係なし 27 条
- ロシア・イスラエルは非当事国 裁判所との協力義務 (86 条) 負わず
- 当事国領域内に来たらどうなるのか
 - 当事国は身柄確保・移送義務 89 条
 - ◇ 注 欠席裁判は不可 63 条 (手続の途中までは可能 [61 条 2 項(b)])¹
 - 免除は? 98 条 1 項
 - ◇ [逮捕状事件国際司法裁判所判決](#) (2002 年)²
 - 国家元首の免除 (para. 51)
 - 国際的刑事法廷における訴追の可能性 (para. 61)
 - ◆ « *peut faire l'objet de poursuites pénales devant certaines juridictions pénales internationales* » / “*may be subject to criminal proceedings before certain international criminal courts*”
 - ◆ 挙げられた 2 つの例が示すこと
- 事例 1 [Al Bashir](#)³
 - スーダン (ローマ規程非当事国) 大統領 (当時) [2009 年に逮捕状](#) 人道に対する罪など [日本外務報道官談話](#)
 - ◇ [安保理決議 1593 \(2005\)](#) → 13 条(b)
 - [Pre-Trial Chamber I, Decision, ICC-02/05-01/09-139, 12 December 2011](#) (Malawi)
 - ◇ Al Bashir のマラウィ訪問時に逮捕せず、ICC 書記局からの照会に返答もせず (paras. 5, 10)
 - ◇ 国際刑事法廷については、国家元首の免除を認めないという慣習国際法が成立。よって 98 条の適用なし (paras. 38-43)。
 - ◇ したがって、(ローマ規程非当事国たるスーダン大統領の) Al Bashir の逮捕・移送につき ICC と協力しなかったのは 86 条などに違反 (主文)。

¹ 稲角光恵「国際刑事裁判における欠席裁判——国際刑事裁判所 (ICC) とレバノン特別法廷の最近の動向」金沢法学 63 巻 2 号 (2021 年) 13 頁。

² 日本語解説は各種判例集参照。

³ 水島朋則「国際法上の刑事管轄権免除をめぐる条約法の問題について」『現代国際法の潮流 1 (坂元茂樹・薬師寺公夫両先生古稀記念論集)』(東信堂、2020 年) 201 頁、竹村仁美「国際刑事裁判所への協力義務をめぐる法と政治」国際問題 686 号 (2019 年) 41 頁、46-47 頁。

- [Pre-Trial Chamber II, Decision, ICC-02/05-01/09-309, 11 December 2017 \(Jordan\)](#)
 - ✧ Al Bashir はアラブ連盟首脳会議のためヨルダン訪問 (para. 7)。
 - ✧ 27 条による免除放棄はローマ規程当事国にのみ当てはまる (para. 35)
 - ✧ 本件は安保理決議による付託 (para. 36)
 - ✧ 安保理は (国連加盟国に) 義務を課することが可能 (para. 37)
 - ✧ したがって、本件については 27 条 2 項はスーダンにも適用 (para. 39)
 - ✧ Al Bashir を逮捕・移送しなかったことにつき 98 条を援用することはできない (para. 42)
- [Appeals Chamber, Decision, ICC-02/05-01/09-397-Corr, 6 May 2019](#) (ヨルダンによる上訴)
 - ✧ ローマ規程 27 条 2 項は慣習法を反映 (para. 103)
 - ✧ 国際裁判所における元首の免除を支持する国家実行も法的信念もない (para. 113)
 - ✧ 安保理決議 1593 により課される義務は免除規則に優越 (para. 144)
- その後の動き
 - ✧ 2019 年 [クーデターにより Al Bashir 拘束](#)
 - ✧ 2021 年 [Al Bashir を ICC に移送するとの報道](#)
 - ✧ [未だスーダン国内にとどめられている模様](#)
- 事例 2 [Putin](#)
 - NHK [ICC 加盟国のモンゴル プーチン大統領逮捕せず 両国関係優先か](#) (2024 年 9 月 3 日)
 - [Pre-Trial Chamber II, Finding under article 87\(7\), 24 October 2024](#)
 - ✧ モンゴルの主張
 - 本件は安保理決議による付託ではない (para. 18)
 - 27 条 2 項と 98 条 1 項との関係 (para. 34)
 - ◆ 98 条 1 項にどのような意味が残るのか
 - ◆ モンゴルはロシアにどう説明すればいいのか⁴
 - [Pre-Trial Chamber II, Decision on Mongolia's requests for leave to appeal, temporary stay of the proceedings and related matters, 29 November 2024.](#)
 - ✧ 87 条 7 項に基づく決定は上訴不可 (para. 26)

⁴ Keiichiro Kawai, “[The ICC’s Turn to Cynical Solipsism: The PTC II’s Finding of Mongolia’s Non-compliance in the Case against Putin](#)”, *EJIL: Talk!*, 2 November 2024.

● 事例 3 [Netanyahu](#)

➤ 経緯 → 前回講義資料

➤ [フランス声明](#) (2024 年 11 月 27 日)

La France respectera ses obligations internationales, étant entendu que le Statut de Rome exige une pleine coopération avec la Cour pénale internationale (CPI) et prévoit également qu'un État ne peut être tenu d'agir d'une manière incompatible avec ses obligations en vertu du droit international en ce qui concerne les immunités des États non parties à la CPI. De telles immunités s'appliquent au Premier ministre Netanyahu et aux autres ministres concernés et devront être prises en considération si la CPI devait nous demander leur arrestation et remise.

【仮訳】フランスは、以下の理解に基づき、国際義務を遵守する。すなわち、ローマ規程は、国際刑事裁判所 (ICC) との全面的な協力を義務づけると共に、ICC 非当事国の免除に関して国際法上の義務に反するようなやり方で行動することを義務づけられることはあり得ないとも定めている。そのような免除は Netanyahu 首相や関係する他の大臣にも適用されるのであって、ICC がフランスに同首相らの逮捕と移送とを求めてくることがある場合には、それら免除が考慮されなければならない。

☆ 一貫性に欠ける？

■ [フランス外務省記者会見 \(2024 年 9 月 2 日\)](#)

(プーチン大統領モンゴル訪問に際し、国家元首の免除は適用されるかとの質問に対して)

Chaque État partie au Statut de Rome a l'obligation de coopérer avec la Cour pénale internationale et d'exécuter les mandats d'arrêt émis par celle-ci, en application des dispositions pertinentes du Statut de Rome.

【仮訳】ローマ規程各当事国は、ローマ規程の関連条項に基づき、国際刑事裁判所と協力する義務と同裁判所により発給された逮捕状を執行する義務とを負う。

☆ 一貫性に欠ける他の例も？

■ [ヨルダン](#) [Netanyahu に対する逮捕状発給への反応](#)

裁判所存続の危機？

- [赤根所長声明 \(2024 年 12 月 2 日\)](#) 2 頁から 3 頁にかけての段落